

# 反戦情報

2018・2・15 No.401

2001年2月9日第3種郵便物認可 第401号  
2018年2月15日発行（毎月1回15日発行）

## トランプ米政権、「使える核兵器」開発へ転換



(左)広島に投下された原爆と「きのこ雲」／(右)「使える核兵器」の開発に舵を切ったトランプ米大統領、「ヒロシマ・ナガサキ」を繰り返すつもりなのか

〈巻頭言〉	
「北の脅威」口実にMD整備へ	
－トランプの格好のカモにされる日本－	2
「米政権、核戦略の新たな指針(NPR)発表	
点－「使える(小型)核兵器」開発へ－	3
〈岩国から〉	
極東一の巨大基地に変貌する米軍岩国基地	
－艦載機移転や最新銃機配備で日米軍ハブ基地に－	4
〈論壇〉	
安倍改憲の四本柱を読む(3)	
－緊急事態条項と九条－	6
〈講演〉	
野党共闘+市民共闘で平和市民社会の創造を！	
－市民連合やまぐち発足集会で中野晃一氏講演－	10
〈大阪から〉	
給料表差別化と相対評価の来年度実施中止せよ	
－大阪市の教職員人事評価・給与制度改悪案－	笠松 正俊 13
〈歴史〉	
五百年記念と百年記念	
－二人の革命者の強壯強靭な精神－	豊旗 梢 15
〈追悼〉	
脱原発社会実現のため奮闘した生涯	
－九州大教授・吉岡齊氏の逝去を悼む－	
村上陽一郎／豊島耕一／鈴木右文／永田信男	21
〈再録〉	
「覚めた頭脳」と「熱い心」で脱原発実現へ	吉岡 齊 24
〈映画の世界183〉	
『スノーデン』	鈴木 右文 27

安倍政権が日本に「イージス・アショア」という陸上配備型の米国製高性能迎撃ミサイル（MD・ミサイル・ディフェンス）システムを導入しようとしている。昨年12月に同システム2基の導入を閣議決定し、秋田県秋田市（新屋）と山口県萩市（むつみ）の陸上自衛隊演習場を設置候補にあげて調査費用も計上、防衛省は1基あたり1000億円弱との導入試算を示している。

のミサイル・システムとして開発されたものを、「陸上配備型」に変更したものだ。高性能レーダーと一体化され、一度に何百もの標的を捕捉して迎撃できるシステムと言われている(写真は、米イメージス巡洋艦から発射されたSM-3ミサイル)。日本が導入するのはSM-3ブロックIIAという、従前のI-A型よりも大型・長射程・高性能なミサイルで、2基設置すれば日

ジス・システムより高いものの、  
1基1200億円もの費用がかか  
り「日本全土防衛」には6基必要  
とされているので、初期費用だけ  
で7200億円、他に1基330  
億円といわれる高性能レーダーも  
相当数が必要なため、「導入」と  
なればランニングコストを含めて

核弾頭付きのか見分けはつかない。さらに、固定発射台ではなく、トレーラーなどをつかった移動式発射台を分散して山地や洞窟などに隠しておけば、いくら高性能なスペイ衛星やスペイ機を飛ばしても100%の捕捉は、到底、不可能だ。

ジス・システムより高いものの、  
1基1200億円もの費用がかかる  
とされているので、初期費用だけ  
で7200億円、他に1基330  
億円といわれる高性能レーダーも  
相当数が必要なため、「導入」と  
なればランニングコストを含めて  
1兆円は下らない可能性もある。  
果たして、このような天文学的  
とも言えるような予算を組んでM

もつと基本的な事柄たが、北朝鮮が相手から攻撃されてもいいのに、『国家の存亡を賭けてアメリカ

# 「北の脅威」口実にMD整備へ —トランプの格好のカモにされる日本—

「イージス・アショア」というMDシステムは、もともとはアメリカの空母機動艦隊を防衛する「イージス・システム」を装備した巡洋艦や駆逐艦（「イージス艦」）

本全土をカバーできるといわれて  
いる。

Dシステムを整備すれば、「北朝鮮核ミサイル」の「脅威」の除去は

米国防予算案の総額は6391億ドル（約71兆円）だ。一方、北朝鮮の国家予算はジエトロの推計で

75000万ドル（84億円）最も高く見積もつても30000億円程度だ。国内総生産（GDP）ですら約3兆2000億円程度。「勝負にならない」ことは目に見えている。

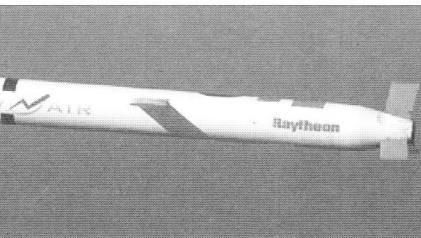
「北朝鮮の脅威」を煽れば煽るほど、日本に武器を売り込む米軍産複合体の商売が繁盛するのが、このシステムなのだ。（編集部N）

米イージス艦から発射されるSM3ミサイル

# 米政権、核戦略の新たな指針(NPR)発表

## 「使える(小型)核兵器」開発へ

トランプ米政権は今月2日、今後50年にはわたる新たな核政策の指針Ⅱ「核戦略見直し」(NPR)を発表した。



この指針でトランプ大統領は、オバマ前大統領がめざした「核なき世界」の理想の放棄を事实上宣言し、ロシアや中国など「対抗国・勢力」からの非核攻撃に際しても、それが「極限的な状況」ならば、核を使用した反撃があ

りうることを明記、「使える小型核兵器」の開発を推進する方針を明らかにした。

トランプ政権のこうした新戦略は「核兵器使用のハードル」を下げようとするもので、核戦争発生の危険性を一気に高める。ヒロシマ・ナガサキを経験した唯一の被爆国の市民としても、到底、容認のうち、強調

しているのが新型の小型核弾頭の開発。

現有する核兵器の多くは「都市を丸ごと壊滅させるような」超強力な威力をもつものなので、「実際に使用する」には戦略上・戦術上の困難が伴う。それで、地域紛争や戦域的衝突の際にも、敵対国・勢力が「核攻撃をおこなった場合」でなく、「通常兵器やサイバー攻撃」をおこなつた場合でも、「使い勝手の良い小型核兵器」で報復する可能性を排除しなかつた。

具体的には、「爆発力を抑えた」小型核弾頭を潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)用として新たに開発、敵対勢力にピンポイントを潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を高く評価する」との河野太郎外相談話を発表した。その理由が「北朝鮮核ミサイル開発の進展」による「安全保障環境の急速な悪化」だ。では安倍首相や河野外相に問いたい。トランプ政権が北朝鮮に対して小型核兵器を使うと言い出せば容認するのか?

(編集部)

先般、世界122カ国賛成で採択された核兵器禁止条約についても、同政権は「全く非現実的な核兵器廃絶の期待に駆られたもの」と非難、オバマ前政権が追求するとしていた包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准も「目指さない」と明記、「核実験再開の準備の必要性」さえ強調した。

しかし問題なのは、まさに「唯一の被爆国・日本」の政府の対応だ。この新指針発表の翌日、日本政府は、このNPRを「高く評価する」との河野太郎外相談話を発表した。その理由が「北朝鮮核ミサイル開発の進展」による「安全保障環境の急速な悪化」だ。では安倍首相や河野外相に問いたい。トランプ政権が北朝鮮に対し小型核兵器を使うと言い出せば容認するのか?

▼戦後の米大統領はすべて、核兵器の使用は極限的な状況下において、防衛的な場合に限ると考えてきた。核以外の兵器で米国や同盟国が重大な戦略的攻撃を受けた場合でも、「極限的な状況」に該当する場合もありうる。テロリストによる核攻撃も「極限的な状況」に該当しうる。

大国間の競争の時代に戻った。ロシア、中国は冷戦後の国際秩序や行動規範を公然と覆そうとしている。

▼潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、核爆弾や空中発射巡航ミサイル(ALCM)を運ぶ戦略爆撃機——これが米核戦略の3つの柱。これを補う核攻撃手段と組み合わせつつ、兵器の更新を進め、多様で柔軟な核能力を整える。

●新たな「核戦略見直し」の骨子

アメリカの現在の核戦略の3本柱(後掲資料参照)

トランプ政権のこうした新戦略は「核兵器使用のハードル」を下げようとするもので、核戦争発生の危険性を一気に高める。ヒロシマ・ナガサキを経験した唯一の被爆国の市民としても、到底、容認のうち、強調できるものではない。

# 極東一の巨大基地に変貌する米軍岩国基地

—艦載機移転や最新鋭機配備で在日米軍ハブ基地に—

田 村 順 玄

2月1日から3日間、昨年秋に完成した山口県岩国市の米軍野球場「糸タジアム」で、広島東洋カープの2軍キャンプが行われた。この球場は、米軍厚木基地（神奈川県）



から米軍岩国基地（岩国市）への空母艦載機移転にともない、防衛省が岩国市民のために「アメ」の象徴のように建設した日米共同使用施設で、市内各所や広島方面から多くのカーブファンが集まつた。周辺は車で埋り大渋滞、ドラフト1位で指名された話題のルーキー中村奨成選手を女性ファンが追っかける光景がみられた。

しかし、この施設が艦載機移転を進めるために、市民を籠絡する宣撫工作でつくられたものだという認識は市民のなかにあまりない。2月1日、そんな練習風景を見る観客の頭上へ、岩国基地の米軍機がものすごい爆音をあびせかけた。ほとんど周囲の会話を聞き取れない、ガード下の騒音という表現があるが、そんなものではない。異常な爆音が糸タジアムを覆つた。球場のある愛宕町周辺の住宅地は通常70デシベルで、

から米軍岩国基地（岩国市）への空母艦載機移転にともない、防衛省が岩国市民のために「アメ」の象徴のように建設した日米共同使用施設で、市内各所や広島方面から多くのカーブファンが集まつた。周辺は車で埋り大渋滞、ドラフト1位で指名された話題のルーキー中村奨成選手を女性ファンが追っかける光景がみられた。

しかし、この施設が艦載機移転を進めるために、市民を籠絡する宣撫工作でつくられたものだという認識は市民のなかにあまりない。2月1日、そんな練習風景を見る観客の頭上へ、岩国基地の米軍機がものすごい爆音をあびせかけた。ほとんどの騒音があびせかけた。ほんと周囲の会話を聞き取れない、ガード下の騒音という表現があるが、そんなものではない。異常な爆音が糸タジアムを覆つた。球場のある愛宕町周辺の住宅地は通常70デシベルで、

大きな、艦載機スーパーホーネットの爆音が加わつた。

この日は特に爆音が大きく、岩国市基地政策課は翌日、米軍に苦情電話が多くなったことを伝え騒音軽減を要請した。ここ数ヶ月、市民が街で顔

爆音訴訟で賠償も求められない比較的静かなエリアだ。しかし、この日の爆音は違つた。

おそらくこの時訓練していたのは、昨年11月末に移転してきた艦載機F/A-18スーパーホーネット戦闘攻撃機か、昨年1月から配備されている海兵隊の最新鋭ステルス戦闘機F-35Bではなかつたか。

岩国基地ではこれまで、海兵隊のF/A-18ホーネットの爆音が常だつた。それが機種交代で、F/A-18の一部とAV-8BハリアーII攻撃機がF-35Bに変わり、爆音が大きくなつた。それに、ホーネットの爆音より数割

大きい、艦載機スーパーホーネットの爆音が加わつた。

この日は特に爆音が大きく、岩国市基地政策課は翌日、米軍に苦情電話が多くなったことを伝え騒音軽減を要請した。ここ数ヶ月、市民が街で顔

を会わせれば、「最近は米軍機の爆音が大きくなつた」「米軍機が市街地を飛ぶ回数が増えた」という話になる。

艦載機移転計画は、中国四国防衛局によると昨年12月までにスーパーホーネット24機程度など計36機程度

（戸村良人氏の監視では33機）が岩国基地に配備され、残るスーパーホーネット24機程度が5月までに移転し61機が勢ぞろいする。最終的には計約120機の米軍機が岩国基地に配備され、沖縄の米軍嘉手納基地を凌ぐ極東一の巨大基地が誕生することになる。さらに岩国基地には自衛隊機約30機も配備されている。

このような巨大基地になるのは、「岩国基地沖合移設」があつたからだが、「移設」計画が始まつてから今年でちょうど50年。滑走路が1km沖に出れば、騒音は小さくなり墜落の危険も減少、跡地の有効活用も図

れると岩国市民は多いに期待した。

しかし、「移設」後、基地面積1・4倍化、艦載機移転やF35Bの配備、オスプレイの恒常的な岩国基地使用など基地機能は大幅に増強され、在日米軍の「ハブ（拠点）基地」機能を持つた基地となっている。

福田岩国市長は、艦載機移転計画を当初から基本的には容認し、「基地と共存する街づくり」を進める宣言をしている。つまり、こうした国の中政策に悪のりし、防衛省からの補助金、交付金を当てにして街づくりを進め、多くの事業に防衛省の補助金などを活用する、岩国市の今年度一般会計予算は739億円。人口14万人弱の地方小都市の予算規模としては、近傍他市の予算と比べかなり大きくなっている。それは、市の大規模事業のほとんどが率の防衛補助金が投入されていることや、ここ1~2年で米軍再編交付金などによる事業が加えられ、中学校卒業までの医療費の無料化、子どもインフルエンザ予防接種助成など子育て世代が喜ぶ事業がどんどん導入されているためである（来年度からは小中学校の給食費無料化が始まる）。今

年度の防衛省からの補助金や交付金は、総額114億円に達している。

さらに最近特筆すべきことは、山口県の姿勢の変化である。山口県はこれまで国の防衛政策を尊重し、これに協力するとしながらも、岩国基地への部隊配備などにたいしては、「地元（岩国市）の意向を尊重する」としてきた。しかし、2015年度に都道府県向けの米軍再編特別交付金制度が新設され、山口県にだけ年額20億円程度の交付金が支給されるようになつてから、村岡知事は、

「地元（岩国市）の意向を尊重する」としてきました。しかし、2015年度に都道府県向けの米軍再編特別交付金制度が新設され、山口県にだけ年額20億円程度の交付金が支給されるようになつてから、村岡知事は、

積極的に艦載機移転の方針に順応する態度を示すようになった。そして、艦載機移転が近づくと、知事は昨年からその交付金の増額を求めるようになつた。国はこの要望に応え、来年度からその額を一挙に2・5倍の年額50億円に増やし、向こう10年間交付することを約束した。県はこの交付金で岩国市などの事業を進めいくという。このように、艦載機移転の最終章は、地元自治体への徹底的に手厚い経済対策で政府の基地増強策が押し進められている。

空母ロナルド・レーガンの米海軍機はしばらく岩国基地から出て行くことになるが、海兵隊のFA18やF35Bなどの常駐機はその後も岩国基地で訓練を続ける。そのF35Bは昨年11月、数機が追加配備され16機になつた。1月14日、米軍佐世保基地（長崎県）に強襲揚陸艦ワスプが到着したが、ワスプは岩国基地の垂直離着陸機能を持つF35Bを搭載して任務につく。このワスプ配備は北朝鮮などをにらんだもので、東アジアの軍事緊張をいつそう高める。



米軍岩国基地の空母艦載機駐機場（同）

発に行われ、岩国以外の全国各地の基地から連日多くの航空機が飛来している。沖縄の米軍嘉手納基地からは「P-8ボセイドン」と呼ぶ大型哨戒機なども飛来し、嘉手納基地の爆音被害を軽減するため、もっぱら岩国上空を訓練場所にして終日飛行を繰り返している。

昨年12月に韓国で実施された米韓合同演習の際には、米軍三沢基地（青森県）に駐留するF16戦闘機が一挙に18機、岩国基地を中継しこの訓練に参加した。航空自衛隊のジェット練習機も度々飛来し、岩国基地を使用し近傍での訓練に参加している。

私たちとは、政府や米軍が発表する情報を見みにせず、拡大強化される岩国基地の実態を徹底的に監視し反対の声を上げ続けなければ、基地の機能強化は際限なく続いてしまう。私は基地の街・岩国に住み続けて70年を超えたが、これまでに見てきたことや体験してきたことは余さず生かし、声を上げ続けたいと決意するこの頃である。

（たむら じゅんげん／岩国市議会議員、在日米軍監視団体「リムピース」共同代表）

# 安倍改憲の四大柱を読む（3）

## —緊急事態条項と九条—

永山茂樹

（前号からつづく）

### 四、緊急事態条項について

安倍改憲の四大柱をみる連載の最終回として緊急事態条項と九条をとりあげ、その現状と近未来を考えよう。

#### 1. 緊急事態条項改憲論の現在

##### （1）自民党「憲法改正草案」における緊急事態条項

憲法改正草案（二〇一二年）の緊急事態条項については、本誌三七七号以下「市民のための『国家緊急事態条項改憲論』講座」で解説した。だから条項の内容は、以下の簡単な紹介にとどめたい。

まず草案九八条は、緊急事態の宣言手続を規定する。

内閣総理大臣は、「我が国に

対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとき」、緊急事態の宣言を発

言には、事前または事後に国会の承認を得なければならない（二項）。また百日を超えて宣言を継続するとときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない（二項）。

次に草案九九条は、宣言の効果を規定する。

宣言が発せられとき、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる（一項）。内閣総理大臣は、財政上必要な処分・自治体の長に対する指示をすることができる（一項）。一項の定める政令・処分には、事後に国会の承認を得なければならない（二項）。国民は、國民の自由・権利が侵害されること（基本的人権の否定）、⑥国民は、選挙で投票する機会を奪われること（国民主権の否定）など、現行憲法秩序を全面的に破壊する問題がある。

（三項）。また宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されず、また国

##### （2）世論の受け止め方

特例を設けることができる（四項）。緊急事態条項改憲には、①宣言を発することができる条件があいまいかつ広範なこと（どんなときでも緊急事態）、②宣言の承認・継続の手続きにおいて内閣や国会の関与・統制が不十分であること（首相独裁制）、③国会の有する立法権や財政権などの権限が奪われること（議会制民主主義・権力分立の否定）、④自治体の長に対する指示権が設けられること（地方自治の否定）、⑤国民の自由・権利が侵害されること（基本的人権の否定）、⑥国民は、選挙で投票する機会を奪われること（国民主権の否定）など、現行憲法秩序を全面的に破壊する問題がある。



永山茂樹教授

事態条項問題は「もつとも弱い環」で、安倍改憲はそこを突破口にするのではないかと憂慮されてきた。それには次のような背景があった。

第一に、緊急事態条項改憲は、九条改憲と比べて（一見すると）技術的色彩が強い。市民には、日常生活におよぼす影響がみえにくい、

第二に、反戦・平和運動に匹敵するような蓄積と広がり（たとえば九条の会）が、反・緊急事態条項の領域では育つていなかつた。

第三に、「安心・安全」を求める市民にとって、東アジア情勢や自然災害などの問題を強権的手法で危機を乗り切ろうとする緊急権は、それなりに魅力的だつた。

第四に、かつて民主党でさえ緊急事態条項改憲に積極的だつたことがある（二〇〇五年「憲法提言」）など、改憲反対派にも曖昧さがあつた。民進党代表代行時代の細野豪志も、改憲私案で、緊急事態条項の創設を認めていた（一七年四月）、といつたことだ。

にもかかわらず、首相が狙う改憲は、国民から信頼されるにいたつてない。たとえば一七年春の朝日新聞・世

論調査では、「外国からの武力攻撃や大災害などの際に、内閣が法律に代わる緊急政令を出したり、国会議員の任期を延長したりするなど、国民の権利を一時的に制限できる『緊急事態条項』について、「憲法を改正して新たに加えるべきだ」が二八%、「いまの憲法を変えずに対応すればよい」が五九%、「そもそも必要ない」が八%だった（注1）。

最近では、ドイツの全権委任法との類似性も含めて、緊急事態改憲の危険性に関する認識は多くの市民の間に広まってきた。また共産・社民・枝野・立憲民主党も、緊急事態条項改憲に反対の姿勢を明確にしている。

### （3）ソフト化・スリム化戦略

そこで首相は緊急事態条項をソフト・スリムなものに改め、他党や国民から合意をとりつける戦略を選んだ。

まず昨秋の衆院選公約では、名称を「緊急事態条項」改憲から「緊急事態対応」に言い換えた。もつとも名前をソフトにしても、内容が変わったわけではない。

また一七年一二月の自民党憲法改

緊急事態条項の内容面に手をいれ、論調査では「外國からの武力攻撃や大災害などの際に、内閣が法律に代わる緊急政令を出したり、国会議員の任期を延長したりするなど、国民の権利を一時的に制限できる『緊急事態条項』について、「憲法を改正して新たに加えるべきだ」が二八%、「いまの憲法を変えずに対応すればよい」が五九%、「そもそも必要ない」が八%だった（注1）。

次のように記した。

国民の生命と財産を守るために、何らかの緊急事態に関する条項を憲法上設げることについて、以下の二通りが述べられた。

①選挙ができない事態に備え、

「国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を憲法に規定すべき」との意見

②諸外国の憲法に見られるよう

に、「政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事態条項を憲法に規定すべき」との意見

今後、現行憲法および法律でど

こまで対応できるのかという整理を行つたうえで、現行憲法体系で対応できない事項について憲法改正の是非を問うといった発想が必要と考えられる。

改憲の是非を問うといった発想

正草案をそのまま引き継ごうとする。それに対して①は、内閣の緊急政令制定権、内閣総理大臣の財政処分権及び自治体の長に対する指示権、国民の義務を取り除いている。

第二に、宣言の法的効果とはべつに、宣言の法的効果とはべつに、同意を調達しようしている。取りまとめは両論併記の形だが、実際には①を狙っている。

### （4）スリム化は危険を減らすか

ソフト化は表面的な取り繕いにすぎない。ではスリム化に実質的意味はあるのか。

たしかに、宣言に伴う諸効果（九条各項）のうち、四項以外は除外される。すなわち、国会の有する立法権や財政権などの権限が奪われるこ

と、自治体の長に対する指示権が設けられること、国民が服従する義務を負うこととは消された。それでも深刻な危険性がある。

第一に、選挙権の停止の問題は依然として残つている。

そもそも宣言の要件があいまいなので（両条項を混ぜると）「どんなときでも選挙権は停止される」点はかわらない。しかも議員任期延長・選挙延期は、現職議員にとつて十分に魅力的である。だからいつたん宣

言されると、その後の国会は統制せざ、無限に更新され続けることにもなりかねない。

第二に、宣言の法的効果とはべつに、宣言の法的効果とはべつに、

の、シンボル的効果の問題がある。

スリム化により、任期延長・選挙

延期以外の法的効果は消されたはず

だ。しかし実際には、宣言権が憲法

に設けられたことを理由に、いろい

ろなことをやろうとするだろう。九

八条はそのような違憲行為を誘発

し、かつ合憲のお墨付きを与えかね

ない。宣言権には、こののようなシン

ボル的効果がある。

つまりスリム化によつても、緊急事態条項の危険性が除去されるわけではないのだ。

## (5) 緊急事態条項改憲論の弱点

### ①議論の対立

なぜソフト化・スリム化論がでてきたのか。それは安倍改憲の二つの弱点とかかる。

第一の弱点は、改憲派内の対立が深刻で、改憲案の具体化が進まないことである。

昨年の解散・総選挙の狙いは、改憲反対派を切り崩し、二〇一八年の発議・国民投票を乗り切ろうというものだった。しかしつたんは崩壊

した。市民の力によつて（不十分な面はあつたけれども）護憲野党連合は、市民の力

によって（不十分な面はあつたけれども）正推進本部全体会合では、議員任期

ど）再構築された。こうして、首相の狙いは失敗した。

支持層の間に動搖の広がる公明党は、九条二項削除と緊急事態条項創設に消極的な姿勢を見せてる。緊急事態条項改憲に乗り気だった北側一雄副代表も、今年になつて「政府の権限強化や国民の権利制限を憲法上、規定する必要性は感じていない」[参院の緊急集会の規定がある。緊急事態とは何か、誰がどういう手続で判断するなど、相当ハードルは高い]と、慎重姿勢に転じている（毎日新聞、一八年二月一日）。

ソフト化・スリム化は、そういう勢力を安倍改憲から離反させないための窮余の策だ。

## (6) 緊急事態条項改憲論の弱点

### ②スケジュールの縛り

第二の弱点は、「自分の任期中に」東京五輪までになど、首相が私的野心から設定・公言したスケジュールである。これが自縛自縛となり、安倍改憲を実現困難にしてる。

現在のところ、三つのスケジュールが想定される。

①まず今年九月に自民党総裁任期

二項存置・緊急事態スリム化を内容とする発議を完了させることが考えられる。これは想定される最も早い

延長に加え、国民の権利を制限することも検討すべきだという意見が相次いだ。同本部事務総長は「まだ議論が必要だ」と記者団に述べざるを得なかつた。結局一月末の会合でも異論がつよく、結論は先送りされた。

党内論議がいつどうまとまるのかは、依然不透明である。

もしこのような何も決まつていなき状況で一気呵成に改憲案をまとめようとすれば、首相を支える人々の間で軒轅をまねきかねない。このことは次の弱点とかかわつてくる。

（2）通常国会を延長し、総裁選後まで発議を遅らせるのはどうか。この場合、総裁選で「フルスペック集団的自衛権」論者や「フルスペック緊急事態」論者から批判が噴出することは避けられない。これは改憲をさらに遅らせることになりかねない。

また（2）を選ぶと、国民投票は一九年春の天皇退位・統一地方選、さらには初夏の参院選と重なる。これはできれば避けたい選択肢だろう（注2）。

（3）今年秋に発議をし、来年初頭に国民投票を実施することはできるだろうか。改憲国民投票法で、国民投票運動期間は九〇日から一八〇日と定められている。そうすると発議から十分な期間をおかず（九〇日経過後すぐに）投票することになる。だ

がそういった慌ただしい実施は、国民の不信を招く恐れがある。

つまり、首相が公言してきた二〇二〇年改憲というスケジュールは破綻に瀕している。ただこれまで、非常識的手法で秘密保護法・安保法・

正推進本部全体会合では、議員任期

スケジュールだ。しかしながら、前記のよう

に九条・緊急事態条項にいずれについても、党内の合意形成が進んでいない中でスケジュールを優先すると、党内の議論が分裂するおそれがある。

（3）通常国会を延長し、総裁選後まで発議を遅らせるのはどうか。この場合、総裁選で「フルスペック集団的自衛権」論者や「フルスペック緊急事態」論者から批判が噴出することは避けられない。これは改憲をさらに遅らせることになりかねない。

また（2）を選ぶと、国民投票は一九年春の天皇退位・統一地方選、さらには初夏の参院選と重なる。これはできれば避けたい選択肢だろう（注2）。

（3）今年秋に発議をし、来年初頭に国民投票を実施することはできるだろうか。改憲国民投票法で、国民投票運動期間は九〇日から一八〇日と定められている。そうすると発議から十分な期間をおかず（九〇日経過後すぐに）投票することになる。だ

がそういった慌ただしい実施は、国民の不信を招く恐れがある。

つまり、首相が公言してきた二〇二〇年改憲というスケジュールは破綻に瀕している。ただこれまで、

非常識的手法で秘密保護法・安保法・

共謀罪法を次々と成立させてきた。

それを再現し、首相は「自分のための改憲」のために無理を承知で猛進するおそれもある。それゆえに、民主主義に基づく政治を求める運動が重要になってくるだろう。

## 五、九条改憲について

### 一 終わりにかえて

最後に、九条改憲の現状について簡単に述べよう。

現在、改憲派の間で、九条改憲をめぐる議論が二分している。すなわち、①現行九条二項（戦力不保持・国の交戦権否認）を削除し、軍隊（国防軍あるいは自衛隊）の保有規定を設ける議論と、

②九条二項を残したうえで、別に自衛隊の保有を明記する議論と、である。

①は二〇一二年の憲法改正草案を引き継ぎとするもので、石破らが主張している。②は、公明党等の抱き込みを重視する首相が、一七年の春以来、主張してきたものだ。首相本部は②に傾いているようだ。

この改憲によつて、日本国憲法は自衛隊の存在をはじめて正当化することになる。けれども（②の書きぶり次第では）自衛隊の権限や機能は示されない可能性がある。（国会に立法権が、内閣に行政権が、裁判所に司法権が、会計検査院に会計検査権があることを明記するように）、憲法では、組織の設置とそこに帰属する機能は並記されることが一般である。（②のように、権限も機能も示さないけれど、ただ存在だけを規定するというのではなくて不自然なことだ。もしそのような書き方をしてしまうと、権力行使に枠をはめる立憲主義）を果たすことは難しくなる。

だから逆説的には、自衛隊の権限や機能を明記する改憲①より、②のほうが反「形式的意味の立憲主義」的だとさえいえる（注3）。

では②の場合、憲法で正当化された自衛隊は、どういった権限をもち、

なるほど②は九条二項をそのまま残している。そのことによつて、①に比べて、現行憲法及び平和主義か積によつて具体化されることにならざるをえない。とすれば、それは専守防衛の自衛隊でもないし、安保関連法（一五年）以前の自衛隊でもない。法律に基づいて、集団的自衛権を行使し、平常から米艦を護衛し、あるいは多国籍軍に参加する自衛隊である。

首相はこう説明する。憲法で規定される自衛隊とは現状の権限・機能をもつ自衛隊であり、したがつて②によつても、現状との違いはない。しかし首相個人の説明と、将来の国会がどう判断するか、ということはまつたく別の問題だ。将来の立法によって、現状よりも自衛隊の権限や機能を拡張することは可能性として残る。またそのような拡張に対する制限は、もうどこにもないことになる。

内閣の憲法解釈についても、同じような問題がある。一四年七月の閣議決定によつて、従来の憲法解釈は変更された。これと同じことを再び繰り返すこともありうる。

したがつて「②は現状を何も変更するものではない」という説明を信（注3）「形式的意味の立憲主義」からすると、①より②のほうがおかしい。しかし①②いずれも、日本国憲法の基本原理である平和主義を抜きにする。だから、「憲法の基本原理（の一つである平和主義）は改憲してはならない」という「実質的意味の立憲主義」に反するという点では、同罪である。

### 【筆者注】

（注1）この調査は、現行憲法のもとで緊急政令・議員任期延長・権利制限が可能であるかのような誤解を与える点で問題がある。

（注2）天皇退位と国民投票とが重なったとしても法的に支障はない。

しかし改憲派＝天皇崇拝派の多くは「退位を前に憲法で世論が二分されている状況は望ましくない」と考えているようだ。

（注3）「形式的意味の立憲主義」からすると、①より②のほうがおかしい。しかし①②いずれも、日本国憲法の基本原理である平和主義を

用することはできない。そういう信  
用をして、私たちは何度も国家から  
裏切られてきたはずだ。②はあきら  
かに、ソフトな改憲でもないし、「加  
憲」でもない。  
（ながやま　しげき／東海大学  
法学部教授）  
（おわり）

# 野党共闘十市民共闘で平和市民社会の創造を!

## —市民連合やまぐち発足集会で中野晃一氏講演—

市民と立憲野党の共闘による政治変革をめざす「市民連合@やまぐち」の発足集会が1月14日、山口市の労福協会館でひらかれ、約250人が参加した。市民連合やまぐちは昨年10月に結成され、同月の衆院選では山口県の4小選挙区で立憲民主党や共産党的候補者を野党共闘候補として支援した。

開会あいさつで、共同代表の纏繩厚・山口大学名誉教授は、一昨年の参院選で山口選挙区から野党共闘候補として自ら出馬した経験に触れながら、市民連合やまぐちの目的について、「立憲主義・民主主義・平和主義の確立を目標に、市民主体の政治を実現するための個人の集合体で、目標・理念を共有する政党と市民との接着剤の役割を果たす」と報告した。

共産、社民、新社会の3党の県組織代表ら5人による米賓あいさつの後、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」(通称「市民連合」)世話人の中野晃一・上智大学教授が、「これから市民運動はどうあるべきかー野党共闘十市

民共闘で平和市民社会の創造を!」と題して講演。つづいて、2月4日投開票の山口県知事選で市民連合やまぐちが支援する熊野議候補らが県政の課題などをテーマにパネルディスカッションをおこなった。

中野氏の講演の要旨を報告する。

(編集部M)

### ■日本の市民社会は 変わりつつある

私は、日本の市民社会はすでに変わりつつあると思っている。全国各地に招かれて講演をしているが、今日の集会のようには、当たり前のように人が集まり満場になってしまいます。数年前に想像するのは難しかったと思う。東京でも、毎日のようには、脱原発、沖縄・日米安保問題、改憲問題などいろんな集会がひらかれ、集まる人数も多く全然変わってきてる。

しかし、国政選挙の結果でいえば、残念ながら安倍政権がもう5年も続いている

この状況だから、目にみえる大きな変化は起こせていない。市民社会の変化は起きているし、止まるきさは見えないと私も実感しているところなので、課題は、この変化をさらに大きなものにして、どうやつて、国政、県政、様々なレベルにおいて、政党政治の変化につなげていくのかということになると思う。これは、なかなか難しい課題だ。

### ■官尊民卑の克服と安倍

#### 極右政権打倒が課題

日本の場合には、それが簡単ではない理由がある。

ここ山口県がある意味、象徴であるように、明治以降の官尊民卑、「御上に楯突くな」という近代化のあり方がある。

例えば、公民館で平和を訴えるとか憲法は大事だという集会をやろうとする、「政治的なものは入れないでほしい」と言われるが、政府がやっていることを後押しする分にはだれも文句を言わないので、大学も同じで、官僚を呼んでTPP(環

太平洋パートナーシップ協定)推進の講演会をやつても何も言われないが、TPPを批判すると「政治的だ」と言われる。これはかなり異様なことだ。

これをわかりやすい形でやつたのは、安倍さんのかつての恩師、小泉さんだ。

首相の時、靖国神社に参拝して批判されると「心の問題で政治問題化すべきない」と開き直り、「批判するな、政治問題化しているのはお前たちだ」という言い方をした。

これはどう考へてもおかしい。日本以外の国でこういうデタラメがまかり通ることはあまりない。例えばアメリカであれば、右もいれば左もある、保守もリベラルもいるので、政治的には立場が違うから裁判所にしてもどこにしても「いろいろ色がついているよね。両方そうだけね」ということでやつてはいる。しかし、日本の場合だと、なぜか政府にべつたりとか特に問題がないとなってしまう。

官尊民卑の問題に加えて、面倒なのは、

安倍さんが2012年12月に自民党を率いて政権復帰した時に、さらに右傾化して、ある意味、極右化して日本会議に乗つ取られたみたいな形になつたことだ。旧来の保守からみても、保守の範疇を超えているのではないか。若い人たちには、必ずしも自民党や安倍さんのことを保守とは思っていない。改憲と言つて改めるのは安倍さんの方で、私たちには「憲法を守れ」と「保守的な」ことを言つている。

そういうねじれが起きてるわけだが、それぐらい、安倍さんはある種、クーデター的な動きをする。

安倍さんらは、自分たちのことを真正保守とか真保守とか言う。彼らが言いたいのは、田中角栄さんや大平正芳さんのような保守は偽りの保守で、日本を堕落させた。あるいは、宮沢喜一さんや河野洋平さんのように、アジアとの和解を模索したとか、市民社会にたいして開いた方がよいことが分かる保守がいた時代ではなくて、ゴリゴリの明治礼賛、戦争がなかつたかのように「日本はずつと平和の道を歩んできた」と平気で言う。これらをどうやって直していくかが課題なので、簡単な話ではない。

## ■市民の代表を国会に送り込もう

日本の戦後の歴史をふり返ると、市民による直接行動、集会やデモは、議会政治や行政府、われわれが選んでいる間接

民主主義とは対立的な関係にあると率いてきた場合が多かつた。かつて盛んだった学生運動も、国会に突入するかえられてきた。

しかし、今の市民運動は、国会で多数を占めている自公政権や改憲勢力と対決しているが、立憲野党を応援している。

2015年9月の国会終盤、戦争法(安保法制)案が強行採決される時に、私も毎晩のように国会前行つてた。参院で審議されているなかで、政府・与党のデタラメさがどんどん伝わってきて、全国各地でも国会前でも抗議する人がどんどん脹れ上がつた。国会前に集まつた人たちは、共産党的な小池晃さんに「小池がんばれ」、福山哲郎さん(当時は民主党現在は立憲民主党)に「福山がんばれ」などと、みんなで個別の野党議員の名前を言つて激励していた。戦争法案が可決・成立した時には、SEALDs(自由と民主主義のための学生緊急行動)のリーダー格だった奥田愛基君がコールをまた始めて「賛成議員は落選させよう。選舉に行こう」と訴えた。

そして、運動は、戦争法への抗議行動を続けることに加えて、私たちの代表を、

あるいは私たちの声を代弁してくれる人たちを国会に送りこむ選挙運動をおこなう方向に移つていった。

## ■非民主的で世襲に有利な日本の選挙制度

抗議行動は、「アベは辞めろ」「憲法守れ」など私たちの思いをストレートに表現できることも含めて、議会と対峙する構図があつた。

さらに、日本の選挙制度ほど非民主的で候補者調整をして一本化するなど、もどかしさや煮え切らない感じがあるのではあるものはない。安倍さんをみれば

分かるが、凡庸な人で、岸信介のお孫さんでなければ首相にしようとはだれも思わないと思う。その上げ底は安倍さんだけではなく、麻生太郎さんにしたって、鳩山由紀夫さんもそうかもしれない。小泉進次郎さんなんて、まだ何もやつていないのに、必ず首相になるとみんな思つてはいる。メディアを含めて悪いことをだれも何一つ言わない。単に世襲の政治家ではなく、祖父か父親が首相になつた人でなければ首相になる資格がないかのような感じになつてきてるのは、日本の保守政治の劣化ぶりを示している。

## ■野党共闘しかない

私は、今の政治状況を変えるためには、野党が共闘するしかないと思つて確信を持つつやつて。しかし、無責任に聞こえるかもしれないが、私は必要悪、やらざるを得ないからやつてはいる。なぜかといふと、それぞれの政党は、本来なら自分たちの候補を出して、自分たちの政策を訴えるのは当たり前で、そうじやないといつていい。ところが、それをやつていると、野党第一党がどこであろうと、自民党だけじゃなく公明党の上げ底がある。

立憲民主党は民進党の時代と比べると、安倍だけじゃなく公明党の上げ底がある。立憲民主党は民進党の時代と比べると、は前原さんのような人までいて、しかも代表になつたわけだから、他の野党と共に

や民意に応える人が選ばれるしくみになつてない。中選挙区制の時から問題はあつたが、小選挙区制は本当にひどい。世襲にすごく有利なのはまちがいない。選挙で当選するためには、地盤、看板、資金も無税で親から相続し、苗字も同じだ。小選挙区で何があつても絶対に負けない人が自民党には相当数いる。そこをどうやって壊していくのか簡単ではないが、あきらめるわけにはいかない。

後援会組織がすでにがつりあって、政

日本は選挙制度は、最も能力のある人

聞かせるという信念に反することをやらせようとしていたし、やらせていた。だから、みんなに文句が出てきた。ここで大事なのは、同じ色に染まることをやろうとしているわけではないということだ。

## ■どのようにして立憲民主党が結成され躍進したのか

大事なのは、前原さんがお金と組織を持つて逃げ、連合も最初は神津会長が同調して一緒に行つた状況で、枝野さんにしても、カッコよく希望の党には参加しないと簡単には言えなかつたことだ。実際問題、選挙の時にお金も組織もなくてヒロイズムだけではできない。そのなかで迷いに迷つて、結局、連合の対応が割れて、自治労や日教組などは希望の党には行けないとなり、連合のトップとしてもそれを認めざるを得なくなつた。さらには、市民のこの間、野党共闘を支えてきた人たち、元SEALDsの若者やデザイナー、弁護士らが、この間つかつた人脈で動いて、お金も組織もない状況で、若者も年寄りも手弁当でどうにかしないといけないと、立憲民主党の立ち上げと選挙活動に参加して行つた。

立憲民主党のツイッター・アカウントのフォロワー（読者）数が急に伸びてすごい反響を呼んだが、ツイッターの担当者は元SEALDsの若者だ。枝野さんが選挙終盤に新宿南口や秋葉原などで選

挙カーの上ではなく、低い台の上に立つて演説し、まわりを聴衆が囲む、いかにも市民のなかから出でてきたように見せたが、これを考えたのも元SEALDsだった。枝野さんも福山さんも、何も頼りになるものがないから乗つかるしかなかつた。どうにもならない状況になつたから、あんなことができた。だから、立憲民主党には、市民の声と後押しを受けてやることが、これまでより染み透つてゐる。これは一夜にしてできる話ではなく、これまでの蓄積があつたからできた。

## ■どうやって市民運動を広げるか

こうした新しい市民運動の流れを、どうやつてさらに大きくするか。運動に参加していない人たちにどう働きかけるか。まず大事なのは、相手へのリスペクト（敬意）がないとダメだということ。上から目線だつたり、関心・危機感がないのはダメだという感じが少しでもにじんだら、そこでアウトだ。

## ■若者は大人の背中を見て運動に参加

本人のなかで、気づかなかつたり、考えたりしない理由が何かあると思う。これは、若かつたり、最近運動にかかわるようになつた人の方が、ピンとくるかもしれないといけないと、立憲民主党の立ち上げと選挙活動に参加して行つた。

立憲民主党のツイッター・アカウントのフォロワー（読者）数が急に伸びてす

しかないと始めた時に、デモを冷ややかに見ていた昨日までの自分の目があつて、そういう見方をどうやつたら乗り越えられるかという工夫を一生懸命にやつた。枝野さんは、広島や長崎、沖縄の人たちもいて、広告の手法を使つてどうやつて人に声を届けるのかを考えた。資本主義の商業主義的な部分に嫌悪感を持つ人もいるが、今これほど商業的メッセージがあふれているなかで、政治的なメッセージにちよつとでも気づいてもらおうためには、それにわざと似せてみる。あるいはその手法として、どの年齢層をターゲットに、だれがどういう言葉で伝えようかについて意識をとぎますことが必要だ。やや古くさい、教条主義的な訴えをして、「また言つているぞ」と片づけられないようにならないといけない。

## ■安倍改憲させない運動広げる

今年は、国政選挙がないかもしれない。改憲問題の方が選挙よりも取り組みやすい。選挙だと、候補者を一本化しないといけないので、だれにするかもめざるを得ない。最終的に安倍改憲をさせない、そもそも発議させない、された場合否決することは、同じ理由でなくてもいいので、バラバラでできる。だから、

私はいろんなところで、年配の人からSEALDsみたいな若者たちをどうしたら運動に呼び込めるかという相談を受けるが、そんなことは考えない方がいい。というのは、SEALDsは呼びかけて出てきたのではなく、自然発生的に出てきた。将来を考えたら、若者を運動に参加させるという発想は大事だが、彼らは彼らは、デモはやりたくなかつたが、デモも無理はしない方がいい。それよ

り、同世代の人などに働きかけたらい。私たちが信念を持って市民運動をやることは大事だ。私は市民連合をやるようになつてから、SEALDsの若者と親しく話すようになり、彼らの一人ひとりがどういう人なのか分かるようになつた。何が共通点か、何が出てきた理由かといえば、大人の背中を見ってきた。平和運動や平和教育に関わつている人がそばにいて、それが親だつたり、先生だつたりして、あるいは広島、長崎、沖縄のようなところで、戦争体験、被爆体験を聞いた。そして、それを受け止める知力や感性を持つてゐる若者たちが出てきた。要は、中高年の人たちが種をまき、それが芽を吹いたということだ。

# 給料表差別化と相対評価の来年度実施中止せよ

## —大阪市の教職員人事評価・給与制度改悪案—

笠 松 正 俊

教職員の人事権限の、府県から政

令市への移譲を悪用して、吉村大阪  
市長（大阪維新の会）が「総合教育  
会議」の場で直接推進している、教

職員の人事評価・給与制度改悪案の

来年度実施。

改悪案は、現行の大阪市の教職員  
給与制度・講師・1級・教諭・2級・

首席（法的には主幹）・指導教諭・特  
2級・副校長・教頭・3級・校長・

4級のうち、大半を占める2級の給

料表を、新設の「主務教諭」職と教  
諭職に2分割し、差別化しようとい

うものです。当初案は、「主務教諭」  
職を「新3級」として給料表を分離

するという違法性のある案でしたが、  
それは修正し、同じ「2級」給料表

のままで、「主務教諭」に受からな  
かつたら37歳で昇給停止（頭打ち）

の運用という、差別待遇そのものに  
変更しています。

また、人事評価については、現行  
の5段階絶対評価から5段階相対評  
価に変えるもので、その割合は、最  
高区分5%、第2区分20%、第3～5  
区分の合計で75%。75%全員が一

律評価ではなく、第4・第5区分は

割合を決めていないだけで、校長權  
限で何人でも付けられます。

私たち「教職員なかもユニオン」  
は給料表2分割・差別化と相対評価

の中止を要求して、大阪市教育委員  
会との団体交渉と結んで大阪市議会  
への陳情署名運動に昨年11月から

取り組んできました。

昨年12月6日の市議会教育こども  
常任委員会に、「競争ばかりの学校は

嫌です！人がつながり育つ場とし  
て、学校を取り戻すために」という  
目的を掲げて陳情書を提出し、3月  
末までの「継続審査」となっています。

す。同時に賛同署名1139筆を提  
出しましたが、その後追加提出して

合計署名数は2月6日時点で579  
4筆になり、教職員だけでなく保護  
者・市民からの賛同と、改悪案への

危惧の声が続いている。

以下に、団交で追及してきた2つ  
の問題点について、2月6日の陳情  
書の「陳情趣旨」の内容を引用して



吉村洋文大阪市長

たち教職員組合との団体交渉を1月  
22日に一方的に打ち切り、市民にも  
報道機関にも非公開の1月26日の  
教育委員会会議で、市議会への提案  
を強行決定しました。さらに、吉村市  
長は、2月15日の市議会運営委員会  
への提案を強行しようとしています。  
ところが、この間の団体交渉で明  
らかになつた以下のようないくつかの  
市民には全く明らかにされていません  
。市議会の常任委員会と本会議で  
これらの問題点を十分に審議した上  
で、2018年度の強行実施をしな  
いことを要求して、私たちは2月6  
日に改めて陳情書を提出しました。  
2月19日の常任委員会で審査の予  
定です。

しかし、大阪市教委はその後、私  
たち教職員組合との団体交渉を1月  
22日に一方的に打ち切り、市民にも  
報道機関にも非公開の1月26日の  
教育委員会会議で、市議会への提案  
を強行決定しました。さらに、吉村市  
長は、2月15日の市議会運営委員会  
への提案を強行しようとしています。  
ところが、この間の団体交渉で明  
らかになつた以下のようないくつかの  
市民には全く明らかにされていません  
。市議会の常任委員会と本会議で  
これらの問題点を十分に審議した上  
で、2018年度の強行実施をしな  
いことを要求して、私たちは2月6  
日に改めて陳情書を提出しました。  
2月19日の常任委員会で審査の予  
定です。

報告します。

## 主務教諭になれない、ならな い教員は37歳で昇給停止

新設の「主務教諭」職は、「首席を  
補佐する」リーダー・ダウンに従う

という責任は増えても、給料表は現  
行（2級）のままで。逆に「主務  
教諭」に「ならない」「なれない」教  
員は、37歳で昇給停止の結果、組合  
で試算すると60歳定年まで本給  
で約1500万円の減額。期末手当  
や退職金分も含めると、約2700  
万円の賃下げです。さらにこれに加  
えて、年金計算に跳ね返る分が実損  
分になります。

大阪市は今でも講師の比率が高く、  
正規採用教員と全く同じ責任で仕事  
をしていても低い給料表（1級）を  
適用している問題が続いている。  
その解決を放置し、正規教員の賃金  
をも大きく2分割・差別化すること  
案は、子どもの教育のための教員ど  
うしの協力を基盤からつぶし、大阪  
市の公教育を切り崩して民間企業の  
導入を拡大しようとする暴挙です。

さらにそれは、大阪の子どもたち  
に広がる貧困の背景にある、親の非

正規労働の拡大、大阪の地域全体の  
困窮化に、市長自らが拍車をかける  
ものです。また当面の問題として何  
よりも、教員志望者の大阪市受験の  
忌避、教頭等管理職受験者の激減と  
いう現在の問題がさらに極限まで進  
むことは、誰が考えても明らかです。

## 大阪市議会での教育制度課長 答弁は虚偽の疑いが大！

一方、その「主務教諭」の選考の  
根拠に使われる、教員への相対評価  
制度の導入案については、昨年12月  
6日の市議会教育子ども常任委の質  
疑でT教務部・教育制度課長が、「政  
令指定都市では、本市が検討してい  
る人事評価制度と同様な（相対評価）  
制度が4市において導入されている」  
と答弁しました。しかし私たちはそ  
れに大きな疑いを持ち、団体交渉で  
再調査を要求しましたが、市教委は  
渋つて動きませんでした。それで組  
合から直接4市の教育委員会の担当  
課に市民説明を求めた結果、T課長  
答弁とは全く違うことが明らかにな  
りました。

大阪市議会での虚偽答弁を放  
置しているのは、「大阪市職員基本條  
例」第3条での相対評価の教員除外  
規定を無視していることに加えて、  
また市行政による議会の軽視で許  
されません！吉村市長が市議会へ  
の提案をするなら、市長責任も問わ  
れることです。

市教委が市議会での虚偽答弁を放  
置しているのは、「大阪市職員基本條  
例」第3条での相対評価の教員除外  
規定を無視していることに加えて、  
また市行政による議会の軽視で許  
されません！吉村市長が市議会へ  
の提案をするなら、市長責任も問わ  
れることです。

名協力のつながりをさらに集会の開  
催等に発展させて、公教育破壊の悪  
政を教職員から保護者・市民に告発  
していく活動を、他の組合にもよび  
かけながら、当面3月末までの市議  
会での予算案審議と結んで、粘り強  
く取り組んでいきます。現在、3月  
9日に「4月から大阪市の学校はどう  
なる!?（仮称）シンポジウムを開催  
する準備のよびかけを急いでい  
ます。与党・維新を含めて自民・公  
明・共産の市議会全会派議員に出席  
を要請します。陳情賛同署名を始め、  
全国からの支援もお願いします。

※最新の情報は、組合HPに掲載し  
ています。「教職員なかまユニオン」  
で検索してください。

（かさまつ まさとし／教職員  
なかまユニオン・大阪）

だと説明しました。唯一相対評価と  
いえる京都市も、「5段階だが、区分  
2が40%、区分3が60%で、区分1  
と4・5は何かよっぽどの理由があ  
る場合のみ。区分2が5号給アップ、  
区分3が4号給アップです」と説明  
しています。

代起立条例化や、子どもの学力調  
査づけ等、維新市政は学校教育に管  
理と競争を強いてきました。今回の  
新施策案は、それを新しい段階、極  
限まで進める「公教育切り崩し宣言」と  
言うべきものです。

市教委が市議会での虚偽答弁を放  
置しているのは、「大阪市職員基本條  
例」第3条での相対評価の教員除外  
規定を無視していることに加えて、  
また市行政による議会の軽視で許  
されません！吉村市長が市議会へ  
の提案をするなら、市長責任も問わ  
れることです。

## 公教育破壊の悪政を教職員 から告発していく活動を

大阪市地下鉄が、この4月1日  
から民営化されます。橋下前市長か  
ら吉村市長へと、市議会で否決され  
てもされても維新市政がくり返し提  
案して強行しました。大阪市の大動  
脈の御堂筋線を柱に黒字会計の公共  
財産が、営利目的の株式会社の手に  
渡ります。

公教育ももはや別扱いの「聖域」  
ではありません。教職員への「君が

# 五百年記念と百年記念

—二人の革命者の強壯強靭な精神—

豊旗梢

どころではない。

## ■ ウィッテンベルグから 五百年記念のために ■

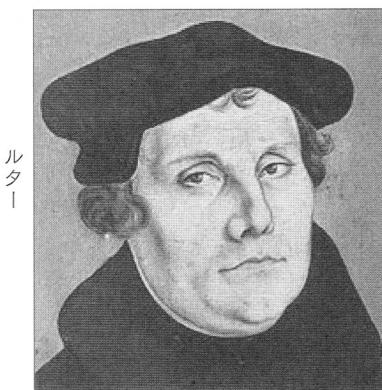
### ● 「最後の中世人」による 歴史的転換点

それは今から五百年前の1517年、  
一人のドイツ（当時は「神聖ローマ帝国」  
という重々しい名称で呼ばれた）の若い

修道士で大学教授マルティン・ルター（1483～1546年）が所属するローマ・カトリック教会組織（本山はローマ・ヴァティカン）に教義上の反旗を翻したことから始まる。英語では「レボリューション」とはいわず「リフォーメーション」であつて、再編成、再構成を意味し、「改革」とはいうが結果的にはある精神革命である。ただ、この点は微妙だが重要で、ルターが政治的意味での「革命」を憎んだことはよく知られている。宗教改革は最初は小さな抗議事件ではあつたが、思いがけずに当時のドイツの政治的事情をきっかけとして宗教動乱さらには政治革命におよび、さまざまなかたちで社会、

政治、文化、意識に大きな変動を与えたがら、「中世」から「近代」への歴史的転換の一つの役割を果たした。つまり、よくいわれるように、ルターは期せずして「最後の中世人」になつたのである。

### ● 偉大さと反発



ルター

百年記念とはレーニンによる「ロシア革命」、五百年記念とはルターによる「宗教改革」である。読者からすればロシア革命は政治的革命のイメージがある。他方「改革」というと、財政改革とか教育改革のように、また改革ですか今度は何ですか、などいささかマンネリに聞こえらるかもしれない。しかし、実際にはそれ

きつかけは、北ドイツの大学町ウイッテンベルグ（ベルリンより列車で約40分）で「免罪符」（正式には「贖罪符」）が正しく「お札」が大々的に売られていたことであつて、眞面目で熱心な理論家ルターがその根拠を疑つたのである。疑問は

### ● ウィッテンベルグで 広まる重要な課題

今から百年前のレーニンを髣髴させる。

もちろんこの見方には多くの批判や反論もある。後世エンゲルスは宗教改革の精神に多大な賛辞を送りながらも、政治的にドイツ農民戦争を非難したことを強く批判し、トマス・マンは「ドイツとドイツ人」のなかでルターの事績に最大の評価を与えたが、その過激で執拗なキャラクターと徹底性に対し「率直に言って私は彼が好きではない」と告白し、人文主義者ゲーテは彼をドイツ文化の調和の破壊者として明らかな距離をおいている。

筆者としては志あくまで強く、迫りくる現実に少しも恐れることなく、権力者に對し一步も引かず「向こう見ず」にさえ

古典古代の教父（アウグスチヌスをはじめ偉大な事績を残した神父）たちの著作文献へ戻つて原点から考える。これを広く「人文主義」といい、先行した「ルネサンス」の大きな時代的流れの柱であつて、往々にしてカトリック教会のでき

15 反戦情報 2018.2.15 No.401

あがつた公式教義哲学（スコラ哲学）に

疑いをさしはさむものであつた。このこ

とから、現代ではルネッサンスを人間的

欲求開花や無神論だけを人文主義と呼ぶ

傾向があるが、宗教改革も全体としてあ

きらかに本来の意味での人文主義の影響

を受け、イエス・キリストの教えの原点

に回帰した。とはいって、ルターの論題は

論じてはならない点にまで突き進み、そ

のことはすでに周辺では広く公然と知れ

渡つていた。ウイッテンベルグ教会の扉

に張り付けられた糾弾の「公開質問状」

という世界史科目でよく知られたドラマ

チックなエピソードがあるが、どうも正



## ●「金」で「心」を救えるのか

実は贖罪符の売上金は、有力司教マイ

ンツ大司教が地位売買の賄賂資金を南ド

イツの大金融商人フッガーハー家に対しても返

済する資金であった。金銭に清潔である

べき聖職者が背徳であつたことは宗教改

革をめぐる一事件ではあるが、感情的に

政治的に反発したことは最も重要なこと

ではない。ルターは学者であり、ことが

らの本質は深いところにある。

もともとキリスト教でいう「罪」とは

犯罪とか単なる道徳上の行為をさすもの

ではなく、おおまかには仏教でいうすべ

ての人間の生まれつきの本質的な不全

「95条」公開質問状を貼りだす

と言えよう。一言でいえば、金で心（罪）

を救うことはできない、心を救うことが

できるのは眞実の心だけである。キリスト

と鋭く対立するが、それは今日も人類の

未来の永遠の課題であろう。

それだけではない。アウグスチヌスの

「天の国」対「地の国」でいうあらゆる

地上の組織も心を救うことはできない。

なぜなら、地上の組織（カトリック

教会組織が念頭にある）が人間の組織で

あって、宗教組織でさえ世俗化のなかで

腐敗するのが必然だからである。ルター

によれば、カトリック教会組織がそもそも

人の心の救いに欠かせない存在なのか、

ローマ教皇は正統なのか、徹底的に精査

した。ひるがえつて考えると、イエス・

キリストの言行録だけが直接かつ眞実に

信頼しうる。「聖書のみ」（ソラ・スクリ

プタ）というプロテスタントの第二のテ

ーヴィングがそれである。このように、金銭、

地位、名譽はもとより、組織、政治、伝

統など一切の雑物を取り払い「のみ」と

純化するところにルターの精神があり、

この「原罪」はもともとユダヤ教を起

源とし、イエスによって「キリスト教」

の中心教義に据えられ、パウロ、アウグ

スチヌスによって深められ、現在に至る

まで西欧文明において人間精神理解の大

前提になつてゐる。ルターはこれを徹底

再確認し、近代にこれを継承し送つたと

ウイッテンベルグの心ある人々はルタ

## ●「宗教戦争」の主役は

### 宗教ではない

一の95条の内実を知り、おそらく顔をしかめ恐怖に顔が引きつり、あるいは全く関知しない顔をするほかなかつたであろう。この時代、このような主張が主張する者にとって何を意味するか、とつさに察したからである。実際ルターの身の上にはこれから数々の危険が迫ることになる。何事によらず、ことがらの矛盾をつき根本から疑い根こそぎ秩序を変えようとするこそそれ自体「危険」であつて、それはしばらく後にしよう。

宗教改革を語るとき、それまでの長い歴史を持つ伝統的、歴史的カトリック教会が非難され、悪役を演ずることが通例であるが、それでは宗教改革の眞の意味を知ることにはならない。カトリック教会が形成し長く守つて来た功績はまことに大きく、まずは、長い中世の歴史のなかで、人々の生活と人生のすべて、考え方と文化、社会の在り様などすべてひつくるめて非常に宗教的な調和の世界であつたことは想像を絶する。

となれば、しばしば「宗教戦争」と言うものの、単に宗教の教義上の戦争、宗教上の理由と目的を原因とする戦争とは限らず、そこを單純に見誤ることが多い。宗教上の改革をめざすなら、実質それが既存社会秩序を根元から突き動かす可能性とエネルギーを持つことになるだろう。

## ●中世では人生すべてが 教会生活の中

ミレー「晩鐘」

それを知りたければ、すべて言葉では尽くせないので有名な一枚の絵を見てみよう。ミレーの「晩鐘」である。遠くの教会から静かに夕べの鐘の音が聞こえ、今日も安らかに一日の労働が終わり、神に感謝の祈りをささげ家路につく情景である。勝手にこの「絵解き」をしてみよう。

夫婦は古くから共同体（教会の教区）の住人で、その昔この教会で祝福の結婚式を挙げたのである（それ以外ありますまい）。いや、それどころか、この人たちも生まれたとき、すべての人同様、教会で幼児洗礼を受けこの共同体の一員に加

チソ教会は例外が少ないので、その人に如じては、  
チソと行われ、それを行うのは聖職者であり、カトリック教会の教会法で定められた職能上の専権であった。

もちろん、その間この絵にも見るような農業労働や消費活動があるが、経済学的には自給自足で閉じている。そもそも、その生産用地さえ自己のものよりは教会所有かも知れず、あるいは領主のものかも知れないし、教会と領主の所有関係はあいまいだったかも知れない。それでも、教会は人々の活動の集まる重要な生産拠点の一つになっていたのだろう。

こう見ると何から今まで教会中心の小宇宙で、現代の「都市」や「国家」のよ立ち現れていない。この小宇宙の住人に「外」や「他」は存在しないも同様で、

もちろん、その間に絵にも見るような農業労働や消費活動があるが、経済学的には自給自足で閉じている。そもそも、その生産用地さえ自己のものよりは教会所有かもしれない、あるいは領主のものかもしれないし、教会と領主の所有関係はあいまいだったかも知れない。それでも、教会は人々の活動の集まる重要な生産拠点の一つになっていたのだろう。

これら幼児洗礼、堅信、結婚式、終油の儀式（聖礼典と言われる）は共同体の教区教会で例外なくすべての人に対しきチンと行われ、それを行うのは聖職者であり、カトリック教会の教会法で定められた職能上の専権であった。

さて、幼児は洗礼の意義を理解する能力はないから、長じたとき洗礼の意味を確かめる「堅信」の礼が定められ、最後に人生の終わりを迎えるときも、死の床で「終油」の式が執り行われ天国へ旅立つ。

えられたのである（これまたそれ以外ありえない）。幼児洗礼の名簿は実質的に今日でいう住民台帳や戸籍であり、幼児洗礼を受けることはその人が「存在する」と同義、つまり、キリスト教徒でない「人」はないのである。

## ●ルターが触れてしまつた「不都合」な事情

ミレーには申しわけないが、さらに説明と理解のために使わせていただこう。鐘の音はいいが、それよりは近代的な(つまり意地の悪い) 疑問をあえて差し向けてみようか。

この教會に聖職者はない。ほと格房があるまい。正しく信頼できる自身が信仰深い聖職者なのか。彼自身がルターの新しい教義の方が正しいと信じたらどうなるのか。さらに深刻なのは人々がそう信じたらどうなるのか。人々が覺醒し都合のよい一方的な聖書解釈に疑問や不満を表せばどうなるのか、あぶない状況である。

あり、ルターの信仰上の宗教改革はこの地雷原に踏み込んで点火してしまった。宗教改革の本番、第一段の始まりである。

実際、ルターの新しい福音主義的信仰の主張は、その提示以来ドイツの内外に

さらに踏み込むと、聖職者も人間であり経済的利害で動いていないのか。生産物はどう収納されているのか。生産用地地代で不当な利益を図っていないか。税や賦課金や募金を要求することはないか。聖礼典の執行で法外な手数料をとっているのか。領主との政治的経済的な権力の関係は正しく問題ないか。上級聖職者との関係は正しいか……。

もちろん、ミレーの絵にはこのようなものもあるの「不都合な」政治的事情は描かれていないが、この祭問題はむしろそこ

大きな反響を呼び起こし、これに刺激されてまたこれに呼応して各種の改革運動を起こす者が続出したが、その中にはルターの精神から外れて、その宗教改革を過激な社会改革に結びつけて暴動を起こし、純粹な宗教改革の進展からいえば、かえってこれを攪乱阻害するような運動も少なくなかった（石原謙）。

もちろんこれには独特な理由や社会背

景があつた。トーマス・マンも言う通り「キリスト教をもつとも真劍に受け取つたのはドイツであつた」。初代キリスト教の原点ローマに精神回帰し自らの地域（中部ヨーロッパ）を「神聖ローマ帝国」

と呼称したが、実際は数百に上る「領邦」と呼ぶべき小国のモザイクのような集合体であった。領主たちには閉塞感のなかで自由で純粹なルターの福音主義に敏感を感じた者が少なくなかったのである(「ドイツ」がビスマルクによつて極端なバラバラから一国に統一されるまでこの後実に350年を要した)。

●「政治」は低次元な体系

(読者の参考に)

宗教から政治へと移行する非常にデリケートで重要な基本を言つておこう。

そもそも福音書から読める重要なことは、イエスは政治的なものに賛成も反対もせず、ただ冷淡であることを注意深く選択していたことである。たとえば「カイザルのものはカイザルに返せ」と。意外かもしれないが(とはいえる、考えれば当然だが)、キリスト教は「良き社会」を地上に建設することを直接の目的とはしていない。イエス自身ユダヤ人でありながら、反ローマに立ち上がるユダヤ民族主義者をも冷たく突き放し、さらに、ユダの裏切りもユダが師を民族独立運動の首領に立てようとした画策し警戒され峻拒された恨みからという説さえある。それはユダの単なるカン違いといつてはあつた。要するに、イエスは「政治」を人間の罪と欲望の低次元な体系と見抜き、生の放つておけずルターに自説の撤回を要求

現実とのかかわりを注意深く切り捨てた。どれほど洗練されていようと、丸腰で政治に関わる者は政治の恐ろしい非合理性からめどられる。およそ政治に関わるなら、政治の外側でかつて政治よりも明確に高次元にたたなければ結局はうまくいかない。多々異論、反論、オブジェクションもあるが、ひょっとしたら、クリスト教(イエスの宗教)の長い歴史的持続とその影響力の秘義はかえつてこの辺の叡智にあるのかもしれない。ルターの最初の思いもおそらくそこにあつたのだろう。

## ● いよいよ宗教動乱の兆し

ルターの福音主義は多くの(すべてではないが)領邦の君主たちに大きな信仰的共感と動搖を呼び起こし、次第に大きくな動きになつていった。

自らの領邦は即教会共同体、領民は教会の民だったからであり、自らにもかかわる。むしろその要素が大きいだろう。

ルターは親しく特に「キリスト教貴族」と呼びかけている。論争が始まると公開討論会も開かれ、人文主義者たちも最初は好意をもつてこの列に加わつた。カトリック教会の大司教などの大物は教会の社會的権威に対する挑戦ともうけとり、当然最初はこれを無視したが、その後にいふように、まさに宗教改革にこそビタリとしている。決して、無慈悲、無意味

した。ルターはそのたびにこれを拒否する。次第に事態は社会的に危険な様相までの合理主義がちりばめられている。話題は飛ぶが、ワーゲナーの歴史歌劇『タンホイザー』では、人間の肉欲と宗教倫理を問わず巻き込まれる。

ついに、ルター事件は帝国国事にまで発展する。動乱を恐れたあの有名なハプスブルグ家の皇帝カール5世まで乗り出し、ルターを査問する「ウォルムス国会」が開かれ、著書『キリスト者の自由』などの撤回を要求、対決に持ち込まれる。

ルターはここでも妥協を拒否、勅令による帝国追放の処分を受け、ようやくにしてルターの身の上に危険がせまるが、筆者にはなぜ処刑されなかつたか不思議である。ここまで緊張が政治化すればそれはずむしろできなかつたのであろう。

かといって、いまや福音主義の社会的新勢力(抗議する人々)プロテスタント)の力が押せ押せとなつたわけではない。旧勢力の伝統的支配は矛盾を抱えながらも重く牢固しており、この後起こうた枚挙にいとまない目まぐるしい抗争や連合と同盟、戦争、そして後に来る妥協や和議などは、個々に解説するならどんなに起步的解説本でも一、二章と付属する年表を必要とするだろう。たとえば阿部勤也『物語ドイツの歴史』(中公新書)がいい。「ドイツ的とは何か」との副題がついているが、まさに宗教改革にこそビタリとしている。

ついに16世紀も中葉の1555年、あのルターのウイツテンベルクから実に38年後、南東ドイツの都市アウグスブルグで両派の領主たちは会同し、ルター派の福音主義(プロテスタントの信仰)が個人の自由にして独立の信仰として承認され、各領主は自らの信仰(いづれかの宗派)を選択ができる。これにしたがつて、領邦の教会もこの後は領主の選んだ信仰で決まる。このシステムは十分に機能する。今日でもカトリック教会もプロテスタント教会も聖書は寸分違わず、教義もいわれるほど異なるわけではないからである(儀式、典礼は異なる)。これによつて、領邦、領主、教会、領民の自由は、宗教的には(場合によつては政治的にも)

## ●「宗教和議」で領域的解決、「國家」の原型も誕生

な暴力に彩られていたわけではない。歴史にははじめて地理詰め、ありえないまでの合理主義がちりばめられている。話題は飛ぶが、ワーゲナーの歴史歌劇『タンホイザー』では、人間の肉欲と宗教倫理の過激な緊張関係までが合理主義の枠組みのなかで処理されるテーマを題材にしているが、タンホイザーとは理想と現実の間で迷い悩むドイツ人その人のである。ナイーブな日本人には想像できない。ナナイーブな日本人には想像できない。卒倒する世界であろう。

カルヴァン



「キリスト者はすべてのものに奉仕する僕(しもべ)であつて何人にも従属する」

ルターの宗教改革はここに一応の成果

を見たがそれだけではない。宗教という限られてはいるが重要な次元で、一定の領域があるいは領域ごとに干渉されない

不可侵を保証される。不完全なシステムではあるが実は歴史上大変な出来事で、後日「国家」システムという近代の生活様式のおぼろげな原型がここに生み落とされているのである。

## ●「三十年戦争」でフランス

### の国家戦略はにくいが

外から干渉されることとなつた。  
これが世にいう「アウグスブルグの宗教和議」である。正確に言うとカール5世が両派共同の「アウグスブルグ信仰告白」文をあらためて裁可したのである。

「信仰告白」とは、教派の信仰上の重要ポイントを箇条にしたもので、聖書に「人は心で信じ、口で言い表して義とされる」とあるように、信仰は「念仏」のような單に内心の人知れない主觀的自信だけでなく、告白して責任ある公共市民としての信仰共同体を形作るものであるとされる。

ここで、代表的にルターのマニフェストを『キリスト者の自由』から引用しておこう。

「キリスト者はすべてのものに立つ自由な君主であつて何人にも従属しない」

(同盟)の利害から参戦し、また戦争の戦闘員は給与自當の傭兵であつた。

三十年にわたる戦争が終わり、ドイツには荒廃した領土が残されたが、長々し

い時間をかけて「ウエストフリアの講和条約」(1648年)が結ばれ、多くの領土や領域のやり取りといくつかの独立が承認され、条約は最初の平和条約として評価されている。そしてその陰で、戦場となつたドイツについては、帝国内の領邦の宗教選択と国制までが正式に定められ、領邦は不可侵の領域性が承認され

て常備軍と外交権をもつ。これこそが今日の近代「主権国家」の理念の始まりである。地球上の人類にとってさしあたりは便利で立派な仕組みも見え、使い勝手もよさそうである。

しかし、皮肉にもこれがドイツにとつて良かったのか。帝国は残りその中にさらに入れ子のように多くの主権国家が國家中国家として含みこまれ、ドイツの統一はかえつて遠のいた。ドイツ人が「ドイツ人」ルターを恨むべきであろうか。ドイツ人の心中の悩みは今も深い。のみならず、「国家」の不便さや弊害も目立つのがこの頃である。

たしかに、人も察する通り、ルターの主張は「信仰のみ」「聖書のみ」を強調する。

カルヴァンからは、それはむしろ小さな人間の個人的主觀に過ぎず、全知全能の神の前には客觀的にはほとんど無価値であつて、そもそも見方が誤っている。

ルターは、カトリック教会組織は人間と神の間にある中間的組織にすぎず直接的には意義を疑つたが、カルヴァンはその見方をさらに純化して、人間と神の直接垂直関係を客觀的に神中心に厳しく徹底する。人が救われるか救われないかはもつぱら全能の神が決めているから、地上の秩序には意味も価値もなく、それにかかわらずにただ正しく禁欲に生きるべきである。これがいわゆる「ピューリタン」

の側に立つて抗議(プロテスト)した人々をいうが、「プロテスタンティズム」といえば、ドイツの社会学者ウエーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』から、ルターの教義上の後輩格のスイス・ジュネーブの宗教改革者

ジョン・カルヴァン(英語読みではカルヴァイン、1509~64年)を思い起こす人がむしろ多いのではないか。なぜなら、ウェーバーは、宗教改革者カルヴァンの「予定説」は、神の救いはあるかじめ定められており、だからこそ人は禁欲に務め刻苦勉励し結局それが資本の蓄積につながるという論理の運びを主張しているからである。

### ●カルヴァンの「ピューリタニズム」を忘れない

「プロテスタント」は宗教改革でルタ

ンは元来宗教改革のらち外なのにハンザ

タント側に参戦して国家利益を図り(後日、H・キッシンジャーは宰相リシュリューの忠告を称賛している)、スウェーデ

ンはすべてのものに立つ

い」

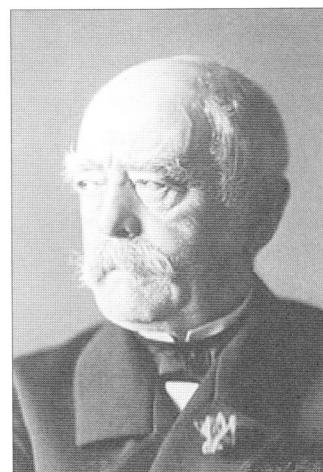
(純粹主義者の意)である。

## ●言われている「予定説」には誤解も

予定説の原イメージは、退廃した末期的ローマ帝国に生きた偉大な教父アウグスチヌスであり、アウグスチヌスは地上の国(地の国)にもはや希望を認めず「神の国」の支配に永遠の生を求め、対立する「地の国」と「天の国」の二つに純化した。ただし、ここが微妙であって、カルヴァンにとって予定説が重要であることは論理上当然であるが、それはアウグスチヌスに起源があり、それを固有の中心教義として強調したことは、歴史に残る超人の大作(若干25歳で完成、以後生涯全く改訂修正する必要を認めなかつた)『キリスト教綱要』でも認められない。

ウェーバーの著作は俗に有名だが部分的特殊の題材を拡大して詳論しており、予定説は誤解されている。現に事実には必ずしも照応しない。

しかし、「ピューリタン」の近代における役割はルターとは異なった意味でも途方もなく大きい。権力をコントロールするイギリス憲政政治も、圧政に抵抗してアメリカ独立革命を遂行した革命者たちの天赋人权説も、正統性のない権力は承認しないというピューリタンの精神と態度に基づいている。フランス革命は



ビスマルク

思想史的には宗教をも権力に列するものとして拒否糾弾し排除したが、にもかかわらず、総じて近代民主主義は歴史のどこかで500年にもわたるルターやカルヴァンに始まる宗教改革の精神に触れ影響されて育ってきたという言い切たまでも、あながち許されないものでもないであろう。

最後に、キリスト教における「神」概念は人間の社会関係がすばらしく昇華を遂げたものであるというフオイエルバッハ(1804~72年)が認識した限りのキリスト教の「本質」を紹介しておこう。知られるように、マルクスは(生まれがユダヤ人であるという意味で)ユダヤ教徒でありユダヤ教の本質を批判的によく理解していたが(『ユダヤ人問題について』)、ユダヤ教は民族性を超えるのが容易でなく、成立以来歴史的に長らく対立関係にあつたキリスト教に改宗することによって、近代社会(特に19世紀)において個々人で市民権を得た。マルクスもその父もキリスト教徒であり、批判的にキリスト教をよく理解しているが、そのきっかけがフオイエルバッハ『キリスト教の本質』であつた。コメントしないが、ここにもルターやカルヴァンの影があり、キリスト教礼賛のくだりもある。しかし根本的に反対であることが感じられる。近代においては、「神」(正確には神概念)に近づかないならば「無神論」にもならないのである。

「宗教の本質な立場は実践的な立場である。すなわちここでは主観的な立場である。宗教の目的は人間の福祉、救い、淨福であり、神に対する人間の関係は人間の救いに対する人間の関係以外の何物でもない。すなわち、神とは魂の救いが實現されたものであり、または人間の救いや淨福を実現する無制限な威力である。

一人の歴史的人物がこれほど多くの人間や事件の象徴になつていてもドイツ以外にはなかなか見出しあく。宗教改革がそれだけ大きい意味を長い歴史の中に残している証拠でもあろうか。

この機会に日本ではあまり知られていない重要な思想の流れを紹介したが、その企画を考えられた反戦情報編集部に敬意を表します。

## ●ルターは政治的には反動的

最後に、ルターの性格の政治的反動性

(とよはた こずえ／東京都在住、大学教員)

て)、ユダヤ教は民族性を超える

にも触れておこう。

ルターは修道士で大学教授、若く精力的に勉強家で理論家、そして性格は徹底して信念の人であつたところかむしろ頑固で強烈であった。実際優しい人ではなかつたし、目的からすれば場合によつて政治的に反動になる冒險も意に介さないが、その結果ではそれが合意でさえあつたのである。徹底したこの恐るべき合理主義の「ドイツ的性格」は350年後の宰相ビスマルクの中にはそのまま見出される。ビスマルクはドイツの絶望的で極端な割拠性(バラバラであること)の困難を、内政での反動的政治的手段を駆使して一国「ドイツ」にまとめて上げた。つまり、ビスマルクも性格においてルターの再来であつたのである。

ルターは修道士で大学教授、若く精力的に勉強家で理論家、そして性格は徹底して信念の人であつたところかむしろ頑固で強烈であった。実際優しい人ではなかつたし、目的からすれば場合によつて政治的に反動になる冒險も意に介さないが、その結果ではそれが合意でさえあつたのである。徹底したこの恐るべき合理主義の「ドイツ的性格」は350年後の宰相ビスマルクの中にはそのまま見出される。ビスマルクはドイツの絶望的で極端な割拠性(バラバラであること)の困難を、内政での反動的政治的手段を駆使して一国「ドイツ」にまとめて上げた。つまり、ビスマルクも性格においてルターの再来であつたのである。

# 脱原発社会実現のため奮闘した生涯

—九州大教授・吉岡斉氏の逝去を悼む—

## 吉岡さんを悼む

村上 陽一郎



故吉岡斉氏

新聞で訃報を読んで暗然とした。理学部物理学出身の俊英が、科学史の大学院を受けたとき、たまたま職務上、居合わせた私は、その将来に大きな期待をもつた。その期待は裏切られなかつた。恐らく、学部時代の専門であつた物理学の能力の高さが、結局は吉岡さんの生涯取り組んだ原子力の問題へと誘つたのだろう。

吉岡さん亡き後、その衣鉢を継ぐ優れた論客として、また、ポピュラー・センティメントに流されない厳正な論理立ての言説に、常に尊敬を払つてきた。吉岡さんを識る人なら誰もが判るように、寡黙で、訥々とした話し振り、派手な雄弁さは持ち合せないが、それだけに、その発言には不思議な説得力があつて、誰からも信頼されていた。

自分よりも遙かに若い人の死は、それだけで、痛ましくも、哀しくもある。それがかつて教室で向いあつたこともある人なら、なおさら、である。送る言葉を書くことも辛い。しかし、人間の死は、その人の全てを抹殺するものではない、

と私は信じている。単に残された人々の中に、その人が生き続けるだけではなく、客観的にも、その人の「生」は残るものと思い直して、ここにささやかな追悼の

## 頭の中で遺産活用させて頂く

豊島 耕一

吉岡さんと初めてお会いしたのは、九州大学教養部に赴任されて間もない頃、当時開講されていた「核を考える」と題する授業の共同分担者として、その打ち合わせをした時でしよう。私は非常勤として2コマほどを引き受けたに過ぎませんが、彼はその授業のコマの多くを受け持つておられました。2000年前後の頃でした。

その後、九州電力が2000年に佐賀県玄海町で、また経済産業省が2008年に愛媛県伊方町で開いた、原発への「ブルサーマル」導入をめぐる討論会で、パネリストとしてご一緒することが出来ました。後者では、吉岡さんのレジュメの項目の一つに、「政府の約束を信用してはいけない」とあり、しかもスピードで彼はこの項目を堂々と読み上げられました。政府関係の委員会などで官僚らと付き合ったことも多いであろうにもかかわらず、歯に衣を着せぬもの言いに、少々度肝を抜かれたのを記憶しています。改めてそのレジュメを読み返して見ましたが、日本の大原発政策史研究の第一人者らしい総合的な分析と、住民のサイドに立つた提言の数々は、ブルサーマル問題に限らず、国と企業の共謀に住民が対抗するための多くのヒントを与えていたのだと思いま

一文を草する。  
吉岡さん、近いうちにまた会おう。

(むらかみ よういちろう)  
東京大学名誉教授)

す。

一昨年暮には、玄海原発再稼働をめぐつて佐賀県が専門家の委員会を設置することになった時、佐賀の脱原発運動団体の連絡組織「脱原発佐賀ネットワーク」から数人の専門家を推薦しましたが、その際に吉岡さんもわれわれの推薦を受けさせていただきました。結局一人も採用されませんでしたが、彼の意見は、他の被推薦者とともに、佐賀県のウェブサイトの「専門家の皆さまからのご意見について」というページに掲載されています。もし山口知事が彼のこの文章だけでも真剣に読んでいたなら、数ヶ月後の再稼働同意表明などあり得なかつたでしょう。

## 吉岡斉先生のこと

鈴木 右文

吉岡先生は長いこと九州大学大学院比較社会文化研究院におられた。私は同言語文化研究院所属であるが、どちらの部局も旧教養部から出来た部局であり、ずっと同じ建物を職場としてきたいわば同僚なのだが、本誌にしばしば登場する者同士でありながら、個人的にお話をしたことはない。今思えば、メールボックスで廊下で、会議室で出会ったときに思い切って何か話しかけておけばよかつたと後悔しきりである。

原発に限らず、何かおかしくなつてい世の中、雰囲気で改憲されてはかなわ

くよしめた。

現代科学史の研究は、原発問題だけでなく、軍事研究という形で研究者が「enlist」（兵籍に入る）されかねない状況の中で今日最も必要とされる分野の一つだと思います。研究者層も決して厚いとはいえない。その中の優れた研究者・研究指導者である吉岡さんを失つた痛手は大きなものです。前に引用した文書とともに、労作「新版・原子力の社会史」などの彼の遺産を活用することで、私たちの頭の中で彼に「働いて」もらおうしかありません。

（とよしま こういち／元佐賀大学理工学部教授）

吉岡斉・九州大学教授（前・副学長）が、去る1月14日、福岡市内の九州大学病院でご逝去なさいました。享年64歳。

同氏は、2011年3月11日におきた「福島原発大震災」（この言葉は吉岡斉氏自身が初めて使用したもの）より遙か以前から、原子力発電をめぐる技術的・社会的・政策的な欠陥・問題点を鋭くえぐり出して警鐘を乱打し、脱原発社会の実現に向けたさまざまの提言や研究成果を世に送り出されてきました。

「3・11」後は、この東京電力福島第一原発事故に関する政府の事故調査・検証委員会（政府事故調）委員をつとめ、また同事故後に発足した市民団体「原子力市民委員会」の座長に就任、政策提言書「原発ゼロ社会への道」を取りまとめるなど、市民の側にたつた日本の脱原発運動の理論・イデオロギー的指導者として活躍なさいました。

吉岡先生は長いこと九州大学大学院比較社会文化研究院におられた。私は同言語文化研究院所属であるが、どちらの部局も旧教養部から出来た部局であり、ずっと同じ建物を職場としてきたいわば同僚なのだが、本誌にしばしば登場する者同士でありながら、個人的にお話をしたことはない。今思えば、メールボックスで廊下で、会議室で出会ったときに思い切って何か話しかけておけばよかつたと後悔しきりである。

原発に限らず、何かおかしくなつてい世の中、雰囲気で改憲されてはかなわ

ない世の中、理で世を律する氣概のある方にはぜひ活躍して欲しい。残つた我々が頑張るしかあるまい。

吉岡先生、多くの、先生と直接交流が

なかつた者を代表して、ご冥福をお祈り致します。

（すずき ゆうぶん／九州大学言語文化研究院教員）

## 余人を以て代えがたき存在

永田 信男

思い起こせば、先生との最初の出会いは、九州大学教養部がまだ福岡市中央区の六本松地区にあつたころ、赴任間もない先生の研究室に「アボなし」で訪問したところに遡ります。どこの馬の骨とも分からぬ人物にも丁寧にご対応していただき、原発・原子力問題、反原発運動の状況などについてお話を伺い、また意見交換を続けるなかで、『反戦情報』の購読を快諾してくださつたことを、昨日のことのように思い起します。

それから早や四半世紀以上の時が経りました。この間、先生には小説への寄稿を度々お願いし、1992年から昨2017年にいたる25年の間に、計65本に

のぼる論文をお寄せ頂きました（そのタイトルと発行年月は、後掲のとおり）。また小誌発行維持のための財政支援も快くお引き受けくださるなど、まさに、物心両面にわたる厚いご支援をいただきましたことに、改めて、心より深く御礼申し上げる次第です。

なお、吉岡先生の「肉声」がもつともよくお伝えできると考えた講演録（20

13年3月11日 東京・品川での3・

11・2周年記念集会）を以下に再録して、先生ご逝去にあたつての「記念」とさせていただきます。

（ながた のぶお／反戦情報

代表・編集長）

【吉岡齊氏（1953年8月13日～2

018年1月14日）略歴】

○富山県生まれ。東京教育大学付属駒場

高校、東京大学理学部物理学科卒業。同

大学院理学研究科科学史修士課程終了、

村上陽一郎、中山茂に学ぶ。1983年

同理学系研究科科学史・科学基礎論専門

課程博士課程単位取得退学、和歌山大学

経済学部講師、同助教授を経て九州大学

教養部助教授。同比較社会文化研究院教

授。この間、内閣府原子力委員会専門委員、

経済産業省エネルギー調査会臨時委員などを歴任。

## ●吉岡齊氏『反戦情報』寄稿論文年代別

一覧（1992年～2017年）

No.237  
（4）風雲急を告げるエネルギー・原子

力政策（7月 No.238）

（5）長期計画改定作業のはじまり（9

月 No.240）  
（6）美浜3号機事故の政策的インパク

ト（10月 No.241）

（7）核燃料サイクルバックエンドコス

ト試算（11月 No.242）

（8）核燃料サイクルバックエンド政策

の中間とりまとめ（12月 No.243）

（9）六ヶ所再処理工場のウラン試験開

始（05年1月 No.244）

（10）原子力発電政策の総合評価を避け

た策定会議（2月 No.245）

（11）京都議定書発効をめぐつて（3月

No.246）

（12）ブルサーマル政策の現在（4月

No.247）

（13）陳情団体化する原子力委員会（6

月 No.249）

（14）新原子力長期計画案の発表（8月

No.251）

（15）国際評議会（ICRC）の試み

（9月 No.252）

（16）原子力政策大綱の閣議決定（12月

No.255）

（17）ブルサーマル実施へ向けての動き

（18）核燃料サイクル政策と地方自治体

（19）原発との心中を覚悟した東芝（5

月 No.260）

（20）朝鮮民主主義人民共和国のミサイル実

験（06年8月 No.263）

（2007年）  
（21）ミサイル防衛MD計画の見方（1～2）

（1、3月 No.268、270）

（22）今日の原子力安全問題

（1）電力会社の事故隠蔽・データ偽装

問題（5月 No.272）

（2）柏崎刈羽原発地震災害のインパク

ト①（9月 No.276）

（3）柏崎刈羽原発地震災害のインパク

ト②（10月 No.277）

（4）柏崎刈羽原発地震災害のインパク

ト③（11月 No.278）

（5）浜岡原子力発電所運転差止訴訟判

決（2月 No.281）

（6）原子力災害リスク（3月

No.282）

（7）日本の地球温暖化防止政策、最近の動

き（上、中、下）（5月、6月、9月

No.284、285、288）

（8）地球温暖化防止策と原子力発電

（9）政権交代の原子力発電への影響（9

月 No.290）

（2004～06年）  
（1）転換期のエネルギー・原子力政策

（1）政府審議会の最近の状況とその背

景（04年3月 No.234）

（2）総合資源エネルギー調査会需給部

会の審議開始（4月 No.235）

（3）需給見通し事務局案の発表（6月

（3月 No.258）

（2009年）  
（4）地球温暖化防止策と原子力発電

（1）政権交代の原子力発電への影響（9

月 No.300）



りません。

1つは、電力の余裕がなくなるという事ですね。原発がなくても日本の電力はもつわけですが、何か突發的なことで供給不足が生じることはありうる話です。

昔よりおこりやすくなっています。2番目は、燃料費の差額です。原発は（建設費は）高いのですが、いつたんつくつてしまえば、燃料費だけは非常に安く、

その分の差額を負担しなければならないという事があります。石油とガスの「焚き増し」によって、その差額を払つてい

る訳ですが、その額は、年間1兆数千億円だと思います。これはバカになりません。ただ「アベノミクス」で円は2割5分安くなっていますので、全部ドル建て

方がないと私は思っています。私としても「即時やめる」という「再稼働絶対反対」ではありません。事実上、絶対反対なのだけれども（政府の審議会などでは）絶対少数派でもあります。そのなかで「身を立てていく」には、「絶対反対というわけではない」というテクニックが必要なのです。

## ■2つの路線の利害得失

「ハードランディング」というのはそれなりに厳しい結果をもたらします。国民の利益にとつてもマイナスだと思います。かなりの副作用を覚悟しなければな



電力は潰した方がいいと思います。

これに関する私のアイデアは「脱原発支援機構」を作るということです。東電を支援するのではなくて、「脱原発」を支援するのです。「脱原発」を進めらるのか、そのため、お金の支援を集めます。それをヤンワリやるのか、ドカン

と墜落させるのか、どちらをとるかで違います。しかし、「ソフトランディング」と言つても、そう長期的にやらせるのではなくて——「脱原発法案」というのは、いつたん廃案になりましたが、再上程されました。それは——遅くとも



吉岡氏の講演を熱心に聴く参加者

2020年代前半までにと言っています。

だから、10年余り動かすのと、すぐやめると思いますが、いずれにしても、「近々、脱原発」ということでは、あまり変わらないじゃないかと私は思っています。

## ■秩序ある撤退か、なし崩しの衰退か

「脱原発」のために「脱原子力基本法」というのをつくり、「脱原発基本計画」というのをたてて計画的に撤退する必要があります。これまで、国策として計画的に進めてきたのだから、計画的に止めるのが自然だろうと思いません。実は間もなく「原子力市民委員会」というのが発足する予定なのですが、そこで何をやるかというと、まさに「脱原子力基本計画」を立てて政策論的な議論をするわけです。デモをやるというわけではなくて、政策論的なかなり詳細な議論を科学的にやり、脱原発の一一番いいやり方は何かを学者・市民を含めてやつていく。そういうものを準備中です。月中にも発足の報告ができると思います。

## ■省エネルギーと自然減による脱原発

では、原発の代わりはどうするのかと

いう問題です。私は2年前から言つてゐるのですが、実は、原発の実力というの

は、日本の一次エネルギーの10%で、10

基あまり原発が壊れてしまつたので8%

になつてしまつたわけです。電力だけだ

と20数%ですが、日本のエネルギー全

体からいえば原発の実力は8%なわけで

す。この数字は非常に少ない数字ではあ

りませんか。たとえば、リーマンショックが2008年に起りますが、200

7年と2011年を比べてみれば、エネ

ルギー消費は8%ほど落ち込んでいるの

です。リーマンショックと大震災で「脱

原発」は全部できてしまつたというよ

うものです。今後は製造業に代わつてサー

ビス業が伸びるとか、人口が減るとか高

齢化がすすむとか、そういう要因が出て

きますから、年率1%というのはそつと難

しい話ではなく、8年で脱原発ができる

のです。省エネエネルギーと自然減、これだ

けで「脱原発」はできてしまします。再

生可能エネルギーが伸びるのは大賛成で

すが、伸びなくとも「脱原発」に不足は

ありません。伸びることによつて、石炭

や石油を減らしていけます。再生可能工

エネルギーは「ボーナス」として考へるく

らいの余裕があつてもいいのではないで

しょうか。

原発をやめれば日本経済が沈没すると

いつのようなことは全然ありません。

利害関係者が困るだけです。それも何十

万人かというくらいです。エネルギーの帳尻から言えば簡単な話なのです。

## ■ポスト脱原発の諸課題

けれど、「脱原発」を実現してどうなるかという問題は、そう簡単な話ではないのです。まず、あの事故を起こした原発ですが、解体処分などできないですよ――

という話です。汚染地域の除染ですが、

これも残念ながら、相当な地域ができないでしよう。やれば、100年とかの年

限がかかります。被災者の健康管理と生

活再建についてですが、これも、数十年

の歳月が必要です。それと事故廃棄物を

どうするかという問題ですが、右往左往

していますね。何十年もしつづけるかも

しません。しかし、何とかしなければ

なりません。我々自身が引き受けなければ

ならない痛みになつてしましました。

それと使用済み核燃料の処分問題です。

「空中に浮いているような」ブルーの中

の核燃料というのは危なくてしようがあ

りません。これを地上の乾式貯蔵とか、

一時も早く安全な方法に変えなければな

りません。日本はブルトニウムを20数

トナ抱えているので、それを消さなければ

いません。日本は原子炉の廃炉です。1基あたり千数百億円かかる

と見ていますが、數十年かけてやつてい

かなければいけません。それと高レベル

放射性廃棄物の処分です。これは1万円たつても「高レベル」であり続けるので、これも何とかしなければいけません。

このようなものすごい負の遺産を、われわれは抱え込んでしまつたのです。い

うなれば、まだ過酷事故を経験していない国よりもはるかに大きな負の遺産を、われわれは抱え込んでしまつたのです。

「脱原発」を実現してもなお、私たち自身のように非常に大きな痛みが伴うのです。「何という事をしてくれたのだ」と私は思っています。

最後に、新しい原子力規制委員会についてです。昨年9月19日にできたのですが、頑張っているのかと言えば、なかなか頑張つていませんね。陣容がほとんど

ど旧態依然で、5人の委員に批判派は1人もいませんし、専門委員・スタッフの大半も、昔の保安院とか安全委員会と同じようなメンバーが並んでいます。だから、メンバーから言つても、やること

はすぐ見えてきます。ただ、改革をやり

が「ウォームハート」で脱原発を実現して行きたいと思つています。

（よしおか ひとし／九州大学副学長）

（※この講演は、さる2013年3月11日、「さようなら原発」一千万署名市民の会が主催した「つながろう！フクシ

マ・さようなら原発講演会」（於・東京都・品川区立総合区民会館・きゆりあん）

でおこなわれた講演を編集部で書き起

し、演者の了解を得て掲載したものです。

中見出しを除き、タイトル・本文の文責

で根こそぎ変えるという事です。「原子炉等規制法」というのがあります、ここで「差し止め」の命令を下せるとか、法律レベルで変えていかねばなりません。

今、規制委員会がやつてるのは省令にあたる規則とか、その解釈にかかる指針とかを、小手先でじつているにすぎません。情けないなと思いますが、それによつて、数基以外は全部「合格」となるのでしょうか。

もう1つ、防災対策、防災指針というのもやつてゐるのですが、原発サイトⅡ敷地の中では事業者が責任を負い、外では自治体が責任を負う――となつていています。国が潰れそつた過酷事故に際しても、

こういうところを変えていません。情けない話です。これは変えていかねばなりません。

私はとしては「グールヘルヘッド」ではあるが「ウォームハート」で脱原発を実現して行きたいと思つています。

（よしおか ひとし／九州大学副学長）

（※この講演は、さる2013年3月11日、「さようなら原発」一千万署名市民の会が主催した「つながろう！フクシ

マ・さようなら原発講演会」（於・東京

都・品川区立総合区民会館・きゆりあん）

でおこなわれた講演を編集部で書き起

し、演者の了解を得て掲載したものです。

中見出しを除き、タイトル・本文の文責

## 『スノーデン』

オリバー・ストーン監督

評者 鈴木右文

「スノーデン」（二〇一七）は、米国による通信傍受の実態を告発したストーン作品である。二〇一三年のスノーデン青年による告発は今でも記憶に新しい。

スノーデン青年は九・一一後軍に志願するも負傷して除隊となり、その後国家安全保障局（NSA）、続いて中央情報局（CIA）に雇われて、コンピュータセキュリティを担当し頭角を表す。イス等での情報収集に関わり、米国が全世界のメール、SNS等の傍受をしていることを知る。ハワイでの勤務では機密文書を扱える立場となつた。彼は保守派ではあつたが自由を信奉する人間で、こうしたプライバシーを侵害する米国の行為に次第に疑問を持つようになる。証拠となるデータを持ち出した彼は、休暇を取つて香港へ移動、英國ガーディアン紙のインタビュー撮影にホテルで臨み、新聞記者に傍受の実態を明らかにした。

（すずき ゆうぶん／九州大学言語文化研究院教員）

明らかにされたことは、傍受の対象がネットを中心に広範な通信に及ぶこと、IT企業が協力していること、他国サイトのハッキングまで行なわれていることで、米国も監視社会だということである。

スノーデンは高給も恋人との生活も捨てて告発にあたり、指名手配を受けて、現在はロシア在住。スパイは迫害の危険の隣合わせのサスペンスで、娯楽映画として見ても一級。相変わらずこうした種類の作品が堂々と成立する米国映画界が羨ましい。先行して公開された関連ドキュメンタリー「シチズンフォース／スノーデンの暴露」も見てみたい。

それでも、同盟国の公館では、スノーデンの暴露も見てみたい。

この2月2日に発表された今後5ヶ月政権、「使える核兵器」開発へ転換」としました。

▼今号のメインタイトルは「トランプ政権、『使える核兵器』開発へ転換」としました。

この2月2日に発表された今後5ヶ月のアメリカの新たな核政策の指針「核戦略見直し」（NPR）、その内容をみられて「ギョツ」とした方も多かつたのではないかと思ひます。アメリカが「使い勝手の良い小型核兵器の開発」に舵を切つたとの報道だったからです。しかも、それを示したのは、他ならぬあの特朗普大統領だったから、なおさらです。北朝鮮・金正恩氏を「ロケットマン」と呼び、「俺のもつ核のほうが、お前んとこよりも強力だぜ！」と言いい放つた人物です。何を始めるかわかつたものではありません。

卷頭言でも触れましたが、北朝鮮がいくら勇ましい反米的言辞をTVや新聞で流そうとも、もしアメリカとの戦争になれば国家存亡の危機に陥ることは明々白々なので、自分から「手を出す」ことは考えられません。また、そうした国力もないでしょう。米朝間に「戦争状態」が生まるところとすれば、目と鼻の先に在韓、

反戦情報編集部(代表:永田信男)	
〒103-0212 山口市下小鰐2836-9	
(T/F)	083-929-3674
山口連絡所	
(T/F)	083-902-3030
広島連絡所	
(T/F)	082-233-7322
郵便振替口座	
01520-5-12786	
加入者名 反戦情報	
銀行口座	
普通預金 2012672	
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp	

在日米軍、第7艦隊など世界最大の強力な軍事的布陣を展開するアメリカの挑発以外には考えられません。トランプ政権が、今や、ロシアや中国を「仮想敵国」として対処しようとしていることは疑いがありません。

その際に「北朝鮮の核ミサイルの危機」なるプロパガンダを利用し尽くすのが彼のやり方なのでしょう。オバマ前大統領が来日してヒロシマを訪問した時、「あれは欺瞞だ」と切り捨て、「露骨な反動のブッシュのほうがマシだった」といつた人もいましたが、「極反動のトランプのほうがマシ」とは、いや到底、言えないでしよう。

（編集部N）

## バックナンバー紹介

The image is a collage of 12 panels from the newspaper '反戦情報'. The panels are arranged in a grid-like structure. Each panel contains text, images, and logos. The panels include:

- Panel 1: Headline '改憲が歴史的使命」と嘯く安倍政権と対決！」 (Constitutional amendment is a historical mission, and the Abe administration is facing off!).
- Panel 2: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 3: Photo of a protest with a banner reading '1.3国会包囲大行動 安倍9条改憲NO! 全国市民アクション' (1.3 National Parliament Siege Action: No to the Abe Constitutional Amendment! National Citizen Action).
- Panel 4: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 5: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 6: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 7: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 8: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 9: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 10: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 11: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).
- Panel 12: Photo of a protest with a banner reading '反対の声を! 改憲NO!' (Oppose the constitution).